

ホテル、宿泊施設、短期レンタル施設の再開手順：付録 P 2020年6月12日金曜日より有効

最新の更新

12/6/20:

- 州の地域別滞在命令に準拠して、ホテル、宿泊施設、短期レンタルは、予約が少なくとも検疫に必要な最短期間あり、予約で特定された人がその期間の経過後までホテルまたは宿泊施設で検疫を行わない限り、州外からの必須でない旅行の予約を受け入れたり、尊重したりすることはできません。ホットタブも閉鎖する必要があります。
- 2020年11月28日に、衛生担当官によって発令された一時的標的安全維持のための在宅命令に準拠して、以下の要件が満たされる必要があります。これらの一時的措置は、2020年11月30日の午前12時1分（PST）から追って通知があるまで有効です。
 - ホテル、宿泊施設、短期レンタルは、規制されたラップスイミング（レーンごとに1人のスイマー）を除いて、複数の世帯が使用する屋外プールを閉鎖する必要があります。
 - 仕切りのあるキュービクルを含め、作業スペースで作業する従業員は、フェイスカバーを着用する必要があります。
- 飲食する際は常に、従業員は他の人から6フィートの距離を保ち、可能であれば屋外で行う必要があります。休憩室での食事よりも、キュービクルやワークステーションでの飲食が望ましいです。
- ホテル滞在中に隔離または検疫する必要がある可能性のある利用客に関して、ホテル運営者に追加のガイダンスを提供しています。

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、特定の施設が安全に営業を再開できるよう、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを試みています。以下の要件は、州衛生担当官命令により、営業再開を許可されたホテル、宿泊施設、及び短期産業に特化したものです。

2020年12月3日に発令された州の地域別在宅命令に準拠して、2020年12月6日午後12時59分（PST）から追って通知があるまで、すべてのホテル、宿泊施設、短期レンタルは、予約が少なくとも検疫に必要な最短期間あり、予約で特定された人がその期間の経過後までホテルまたは宿泊施設で検疫を行わない限り、州外からの必須でない旅行の予約を受け入れたり、尊重したりすることはできません。地域別在宅命令の有効期間は、ホテルや宿泊施設は、COVID-19の緩和と封じ込め対策、治療、必須労働者のための宿泊施設、またはホームレスの人々を保護するための措置を含む住宅問題解決の目的のみに宿泊を提供することができます。

大規模な会議場、宴会場、またはコンベンションセンターに該当する施設があるホテル及び宿泊施設は、衛生担当官命令によりこれらのそれぞれのタイプの施設の変更または完全な運営の再開が許可されるまで、これらの施設は引き続き閉鎖する必要があります。

屋内活動は、特に換気の悪い場所で、COVID-19の感染に関連するリスクが高い為、施設が適切な物理的距離の確保、顧客と従業員によるフェイスカバーの常時着用、手指衛生の厳重な監視、施設の清掃及び消毒の強化、換気の最適化を確実に実施する事が重要です。

マッサージ、フェイシャル、ワックス、ネイルサロンなどのスパサービスは、州の地域別在宅命令に準拠して閉鎖する必要があります。営業の再開が許可された場合、すべてのパーソナルケアサービスは、掲載され

ている **パーソナルケアサービス**に関する手順に従う必要があります。屋内プール、ジャグジー、サウナ、スチームルームは引き続き閉鎖する必要があります。屋内の遊び場も、引き続き閉鎖する必要があります。屋外の遊び場も、州の地域別在宅命令に準拠して閉鎖する必要があります。運営の再開が許可された場合、屋外の遊び場は、掲載されている公衆衛生局の**遊び場**に関する指導書に従う必要があります。

管理人、タイムシェアの運営者、及びその他のレンタルユニットの所有者と運営者は、空いているユニットのみを貸出す事ができ、別途の通知がない限り、空いている住居内の部屋やスペースを貸す事はできません。運営者が物理的に不在の間に借りている、または共有の施設を使用する必要のない独立した外部の出入り口がある住宅またはユニットは、空いているユニットと見なされます。

ホテル及び宿泊施設の運営に関連する以下の追加の手順にも従う必要があります。

- レストラン及びバー
- フィットネスセンター
- 美容室
- 公共プール
- 小売施設
- オフィススペース
- ゴルフコース場

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第 更新される事があるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> をアクセスして、本文書が更新されているかどうかご確認ください。

本チェックリストの内容

- (1) 職場における従業員の健康を保護する為の方針と実践
- (2) 物理的距離を確保する為の対策
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保する為の対策

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本指導書の対象となる全ての事業は、以下に記載されている全ての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されていない理由を説明する準備が必要です。

事業名:

施設住所:

消防法に基づく最大収容人数:

一般公開されている場所の概算総敷地面積:

A. 職場における従業員の健康を保護する為の方針と実践（施設に該当するものを全て選択）

- ❑ 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- ❑ 脆弱な従業員（65歳以上、妊娠中の人、慢性的な健康状態の人）は可能な限り在宅勤務を行い、懸念事項については、医療提供者または産業保健サービスと話し合っ、職場に復帰するかどうかを適切に決定する。
- ❑ 全ての従業員に、病気の場合、またはCOVID-19感染者に曝露した場合、出勤しないよう指示している。
- ❑ 従業員の自宅待機を財政的に容易にする受け取り可能の雇用主または政府支援の休暇給付に関する情報が提供されている。[病気休暇及びCOVID-19に関わる労災補償を支援する政府のプログラム](#)に関する追加情報をご参照下さい。これには[家族第一コロナウイルス対策法](#)に基づく従業員の病気 休暇の権利、及び[知事の行政命令 N-62-20](#)に準拠する労災補償給付に対する従業員の権利、COVID-19の労働に関わる推定に関する情報が含まれます。
- ❑ 一名以上の従業員がCOVID-19に対して陽性反応が出た場合や、一致する症状が出た事を知らされた際、雇用主は) [感染者の自宅隔離](#)を促し、職場で曝露した全従業員の即時[自己検疫](#)を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断する為、検疫中の全従業員がCOVID-19検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。[職場でのCOVID-19への対応](#)に関する公衆衛生局の指導書を参照している。
- ❑ 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主、マネージャー または責任者はこの発生を公衆衛生局 (888) 397-3993または(213) 240-7821に報告する。職場で集団が特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、及び職場固有の対策の提供を含む集団への対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーが集団の調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示をサポートする。
- ❑ [職場に入る前の症状確認](#)を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行う事ができる。可能であれば職場で検温も行う。
- ❑ 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスカバーを無料で提供している。就業中他者と接触するまたはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の背の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない。
- ❑ 2020年11月28日に発行されたCOVID-19: Tier 1 実質的なサージへの応答対策に関する衛生担当官命令に準拠して、すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスカバーを着用しなければならない。立った時の背の高さよりも高い仕切りで仕切られたキュービクルに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は無効となる。
- ❑ 従業員は、フェイスカバーを毎日洗濯、または交換することを含め、フェイスカバーの適切な使用について指示されている。
- ❑ マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーションが従業員間により広い距離や仕切りを提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
- ❑ 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより、占有率が低下され、従業員間のスペースが最大化されている。

- 休憩に使用される部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示すること。
 - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらすこと。
 - テーブルを6フィート離して配置して、座席間に6フィートの距離を確保し、占有率を下げるために座席を取り除くかテープを貼り、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、占有率の削減、物理的距離の確保の代替と見なすべきでない。
- 客室に入らなければならない客室清掃員やその他の従業員は、布製フェイスカバーを着用するように指示されている。
 - 従業員は、こまめな手洗い、手指消毒剤の使用、適切な手袋の着用など、手指衛生の実践が順守されるように指示されている。
 - 従業員はこまめに手を洗う為、時間をとる事が許可されている。
 - 従業員に咳やくしゃみはティッシュで覆う事を促す。使用済みのティッシュはゴミ箱に捨て、石鹸と温水で20秒以上手を洗う。
 - 全ての従業員、ベンダー、及び配送担当者には、物理的距離の維持、及び他人の周りにいる場合のフェイスカバーの着用が指示されている。
 - 賃金と時間の規定に準拠して、休憩室で常に従業員の間で6フィートの距離を保てるよう、休憩時間をずらしている。
 - 従業員は、全てのCOVID-19の方針と手順について適切にトレーニングされている。
 - 全ての作業場所のリスク評価を含む、書面による職場固有のCOVID-19計画が作成されている。
 - 計画を実装する為の担当者を指名する。
 - 従業員は、適切に清掃及び消毒製品を使用する為に、Cal / OSHAの安全使用の要件を含むトレーニングを受けている。従業員には、これらの製品の使用に必要なエプロン、手袋、その他の防護具が提供されている。
 - 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは以下のスケジュールに従って頻繁に消毒されている。
 - 休憩室 _____
 - トイレ _____
 - その他 _____
 - 従業員は消毒剤及び関連用品を以下の場所で利用できる。

 - 全ての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる。

 - 各従業員に本手順のコピーを配布している。
 - オプション - その他の対策の説明

B. 物理的距離を確保するための対策

- 顧客と従業員が列を作る場所を含め、従業員、顧客及び公衆の間で少なくとも6フィートの物理的距離

を確保する為の対策を講じる。

- これには、物理的な仕切りまたは視覚的な目印（例えば、フロアマーキングや、従業員や客が立つ場所を示す標識）の使用が含まれる。
 - これには、チェックイン、チェックアウト、エレベーターロビー、コーヒーショップと食堂、タクシーと相乗りを待つ為の列が含まれる。
 - 従業員と顧客との間に6フィートの物理的な場所を確保できない全ての取引カウンターに、物理的な仕切りを設置している。
- ❑ 顧客は、つかえをして開けてあるドア、自動ドア、または頻繁に手洗いや適切な手指消毒剤を使用している従業員が手動で操作するドアから出入りする。
 - ❑ 混雑時の列作りの手順が実装され、該当する場合はロビーの出迎え係もこれに含まれる。顧客は、グループ間で少なくとも6フィートの物理的距離を確保できるように列を作る。
 - ❑ 公共場所に設置されている全ての家具は、社会的距離の指導書に沿ってに配置されている。
 - ❑ 従業員間の距離を適切に保つ為に、従業員の休憩所、制服管理所、トレーニング教室、共有オフィススペース、従業員サービスウィンドウ、及びその他の高密度場所では、物理的距離の対策を実施している。
 - 可能であれば、日よけと座席を備えた屋外休憩所を設け、従業員間の物理的距離を確保する。
 - ❑ 客室サービス、ランドリー及びドライクリーニングサービス、アメニティの配送は、可能な限り非接触型の集荷及び配送手順を使用して行う。
 - ❑ 客室係は、利用客が不在の場合にのみ客室サービスを提供する。
 - ❑ 従業員の勤務シフト前の会議は、バーチャル方式、または従業員間の適切な物理的距離を取る事が可能な場所で行う。
 - ❑ 従業員用の廊下やサービスエレベーターの交通量を最小限に抑える為に、従業員の到着時間をずらしている。
 - ❑ 従業員は、トイレや通路などの人通りの多い場所に集まる事を控える。お互いに通り過ぎる事を避けるために、可能であれば一方通行の通路を設ける。
 - ❑ オフィススペース、ロビー、フロントデスクのチェックインエリア、ビジネスセンター、コンシェルジュサービス所、及びその他のスペースを可能な限り再構成して、作業所と利用客が少なくとも6フィートの距離を確保できるようにする。
 - ❑ 6フィートの物理的距離が許容できないエレベーターでは、一回当たりの定員は4名以下、または一族に制限する。エレベーターに乗る人は全員布製フェイスマスクを着用する。
 - ❑ 従業員は、物理的距離を維持できない握手や同様の挨拶を避けるように指示されている。
 - ❑ 人と人が接触する物理的なオフィスへの商品の配達は、可能であれば排除する。他人のペンやクリップボードには触れないようにする。

C. 感染防止対策

共用所（チェックイン、ロビー、エレベーター、その他）

- ❑ HVAC システムは正常に機能し、可能な限り最大限に換気を良くしている。共用所や客室の換気を増やしている。[換気](#)の最適化に関する公衆衛生局の指導書を参照する。
- ❑ ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やし職場内の換気を増やす為にその他の変更を加える事を検討する。
- ❑ ポータブル高効率空気清浄機の設置や、建物のエアフィルターを最高の効率にアップグレードするなどの変更を検討し、外気量を増やし、オフィス、客室及びその他の場所の換気を増やしている。

- 稼働されていなかった施設または客室の場合は、営業を再開する前に5分間温水と冷水を通水して、施設の配管内の古い水を新鮮で安全な給水に置き換える。
 - [環境保護庁 \(EPA\) 承認リスト](#)にあるCOVID-19に対して使用が承認された製品を使用し、製造元の使用方法に従う。
 - 喘息に安全な成分を含むNリストの消毒製品が選択されている。
 - 顧客は、可能であれば、つかえをして開けてあるドア、自動ドアから出入りする。
 - 来訪者や利用客が施設に入る前に症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、最近 SARS-CoV-2 ウイルス検査で陽性判定を受けていないかどうか、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は、対面で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある顧客は施設内に入場してはならない事を通告する看板を施設の入口に掲示するなどの方法で行う。
 - 上記の質問のいずれかに該当する回答をした訪問者は、敷地内に入ることは出来ない。該当する旨の回答をした利用客は、滞在を自分の部屋に限定するように指示し、共用エリアを使用させない。
 - 該当する回答をした利用客は、そのような利用客が使用するために事前に用意したホテルのより離れたエリアの部屋に再予約することができる。ホテルは、隔離または検疫している利用客に対し、電話による毎日の健康チェック、ルームサービス、追加のコンシェルジュサポートなど、追加のサービスを提供することが推奨される。
 - 利用客が体調が悪化した場合、もしくはCOVID-19への感染、または滞在中にCOVID-19の原因となるウイルスに曝露した場合は、ホテルの経営者に通知しなければならない。その利用客は自分の部屋で隔離または検疫し、共有エリアに立ち入らないようにする。そのような利用客が、自分の部屋にとどまり、共用エリアへ行く必要がないように、追加のサービスを提供する必要がある。
 - 手指消毒剤ディスペンサー（可能な場合はタッチレス）を、主要な利用客及び従業員の入口と、私道、受付エリア、ホテルのロビー、レストランの入口、会議及びコンベンションスペース、エレベーターの踊り場、プール、サロン、エクササイズエリアなどの連絡所に設置している。
 - 施設に到着した利用客または訪問者に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合、飲食中を除いて）常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明している。これは全ての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている個人はこの要件から免除される。従業員と他の利用客の安全をサポートする為に、フェイスカバーを持参していない利用客が利用できるものを用意する。
 - 布製のフェイスカバーの着用を拒む利用客または訪問者へのサービスは拒否し、退去を求める。
 - 子供を連れて来店する顧客は、子供が親の隣から離れない事を確認し、他者や自分の物ではない物に触れないようにして、年齢によってはフェイスカバーを着用させる。
 - 配膳係、給仕人、及び顧客が使用するアイテム（汚れたコップ、皿、ナプキンなど）を運ぶその他の従業員は、物を取り扱う前に使い捨て手袋を着用する。
 - キャッシュレス会計が奨励される。飲食施設にとってそれが妥当であれば、顧客が自分でクレジットカード/デビットカードをスワイプし、カードリーダーは各客が使用する度に完全に消毒する。
 - オプション - その他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する、混雑時以外の販売に報奨を与える）
-
- チェックイン、支払い、部屋へのアクセス、特別なサービスを依頼する為に、可能な限り触らなくて済む技術が実装されている。

- キーカードは使用後に消毒する。
 - ❑ ホテル利用者は、可能な限り、氏名、電話番号、メールアドレスを含む利用客名簿に登録する。これは、登録時に行う事もできる。
 - ❑ 電話、タブレット、ノートパソコン、デスク、ペン、その他の作業用品は、シフト前、シフト中、シフト後、または機器を新しい従業員に渡す場合は常に洗浄、及び消毒する。これには、電話、ラジオ、コンピュータ、その他の通信きき、決済端末、キッチン用品、エンジニアリングツール、安全ボタン、宿泊客の勘定書、ハウスキーピングカートと清掃用具、鍵、タイムレコーダー、及びその他全ての直接触れるアイテムが含まれる。
 - ❑ ワークステーション、デスク、及びヘルプカウンターには、利用客を直接サポートする全ての従業員用に手指消毒剤や消毒用ワイプ、個人用手指消毒剤などの適切な衛生用品が用意されている。
 - ❑ 掃除機にはHEPAフィルターが装備されている。従業員は、可能であれば、ほうきで床を掃除するのではなく、掃除機を使用する。
 - ❑ ホテルのロビー、フロントのチェックインカウンター、ベルデスク、休憩室と食堂、更衣室、集荷エリア、キッチン、及び階段、階段の吹き抜け、手すり、エレベーターのスイッチなどの人の出入りのある場所など、人通りの多い場所での徹底的な清掃を実施する。
 - ❑ 一般的によく使用される物の表面は昼夜を問わず清掃及び消毒する。これにはドアノブ、自動販売機、製氷機、照明スイッチ、電話、洗濯機と乾燥機のドアとスイッチ、手荷物カート、シャトルバスのドアノブ、トイレ、手洗い設備などが含まれる。
 - ❑ 従業員が勤務中に清掃作業を実施するための時間を割り当てている。
 - ❑ 手動操作の製氷機は閉鎖する。
 - ❑ トイレは、EPA承認の消毒剤を使用し、以下のスケジュールに従って定期的に清掃および消毒する。その際、製造元の使用方法に従う。
-
- ❑ 従業員は、車やタクシーのドアを開けないように指示されている。
 - ❑ バレットサービスドライバー、手荷物係、客室清掃員は、勤務中に定期的に手を洗うか、適切な手指消毒剤を使用する。
 - ❑ バレットサービスが提供されている場合、バレットサービスドライバーはフェイスカバー、手袋を着用し、社会的距離の指導書を遵守する。
 - キーホルダーはビニール袋に入れる。
 - ハンドル、イグニッションボタン、ドアノブ、シフトは、承認された消毒用ワイプで拭く。
 - 利用客には、係員による清掃および消毒手順を通知する。
 - ❑ バンまたはシャトルサービスを提供する場合は、利用者間の座席エリアの掃除や消毒など、バレットサービスの要件を遵守する。
 - ❑ セルフパーキングのオプションの利用が推奨される。

客室

- ❑ ベルマン/ポーターは、客の荷物を取り扱う際には、フェイスカバーを着用し、手袋を着用する。可能な場合、手荷物の配達には客に客室内に入れてもらう。
- ❑ 客室清掃員は、清掃時に利用客の所持品との接触を最小限に抑える。
- ❑ 客室係は、部屋を整備するときに空気の循環を高める為に、可能な場合は、換気システムの操作及び/または窓を開ける。[換気](#)の最適化に関する公衆衛生局の指導書を参照する。
- ❑ 客室係は、必要な予防策を確実に実行し、必要に応じて利用客間の部屋のより徹底的な清掃と消毒を実施で

きるように、部屋を掃除する為の追加の時間を取ることが許可されている。

- 客室清掃員には、清掃の為の適切な防護具が提供されている。
- ❑ 毎日の清掃中に、客室内の物の表面のが清掃、消毒を行う。
- ❑ 鍋、フライパン、調理器具などのキッチン用品は、各滞在の間に洗浄、消毒する。
- ❑ 利用客の入れ替え時前にキャビネット内にある物を含め、全ての皿を洗浄する。可能であれば、調理器具を使い捨て食器に置き換えることを検討する。
- ❑ 一人用コーヒーマーカーには、ガラス製品、コーヒークップ、マルチカップメーカーの代わりに使い捨てカップを用意する。
- ❑ ミニバーは利用不可とする。全ての製品は除去する。
- ❑ 到着時に、十分な食器用洗剤と新しい未使用のスポンジ、消毒用ワイプを各利用客に提供する。
- ❑ 冷蔵庫の棚、オーブンコンロ、コーヒーマーカー、トースター、パントリーの棚など、全ての電化製品とキッチンエリアは、客が滞在する度に掃除する。
- ❑ 雑誌、メニュー、地元のアトラクションの詳細、割引券などの再利用可能な販売促進資料は客室に設置しない。重要な情報は、使い捨ての資料として提供するか、電子的に掲載する。
- ❑ 清掃従業員は、汚れたりネンを取り除く時に着用する手袋を提供されている。汚れたりネンは使い捨ての密封バッグに入れる。
- ❑ 全てのタオルとリネンは、使用されたかどうかに関わらず、各利用客の滞りの最後に取り除き、洗濯する。
- ❑ 全ての寝具と洗濯物は[CDCガイドライン](#)に従って高温で洗濯、洗浄する。
- ❑ 客室が使用されていない時に、全ての非必須メンテナンスを予定する。可能な場合は適用法で認められている緊急または早急に解決すべき問題のみを処理する。
- ❑ 利用客が隔離または検疫を行っている客室の場合、スタッフはすべてのアイテムを部屋の外のドアに置いたままにして、回収することが推奨される。
- ❑ 可能であれば、客室で隔離または検疫しているすべての利用客に、毎日の電話で健康チェックを行う。そのような利用客が医療のためにホテルを離れる必要がある場合、ホテルのスタッフはその利用客が他の利用客のいないエリアから外出するように支援する。

短期レンタル施設に関する考慮事項

- ❑ 可能であれば、セルフチェックインまたは遠隔操作によるチェックインとチェックアウトを提供する。
- ❑ 標準のチェックイン及びチェックアウト時間が実装されており、利用客間の清掃プロセスを強化している。
- ❑ レンタルユニットは、各客の滞在後に徹底的な清掃及び消毒を行う。これには、ベッドの手すり、テーブル、テレビのリモコン、ヘッドボード、カウンター、台所用品、冷蔵庫の取っ手、コンロのスイッチ、鏡、その他のアイテムを含む、全ての頻繁に触れる場所の拭き掃除、及び清掃と消毒が含まれる。
- ❑ 利用客が部屋で隔離または検疫をしていたことが分かっている場合は、部屋を閉鎖して24時間空室の状態にしてから、清掃マトリックスの指示に従ってディープクリーニングを実行する。
<http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/docs/protection/CleaningMatrix.pdf>
- ❑ 全てのリサイクル、及びゴミは、利用客の滞りの間に除去する。これには、冷蔵庫、冷凍庫、パントリーに残っている可能性のある食品の除去と廃棄が含まれる。
 - ゴミ箱には使い捨ての袋が入れられている。
- ❑ 洗濯物入れは、使用する度に洗浄及び消毒する。
 - 洗濯物入れは、使い捨ての物にするか、または使用後に毎回洗濯できるバグライナーで裏打ちされている物を使用する。
- ❑ 使用されていないように見えるものも含む全てのリネンを、各滞在の利用客の滞りにごに除去し、洗濯し

ている。

- 汚れたりネンを取り除くときは手袋を着用する。汚れたりネンは使い捨ての密封バッグに入れる。
- 手袋を外したら直ちに、石鹼で手を洗うか、手指消毒剤を使用する。
- レンタルユニットに余分なりネンを保管しない。これらのアイテムは、要求があった場合にのみ提供する。
- 全ての寝具と洗濯物は[CDCガイドライン](#)に従って高温で洗濯、洗浄する。
- 全ての柔らかい物の表面は、製造元の指示に基づいて洗浄する。これには、カーペット、寝具、カーテン、室内装飾品などが含まれる。
- 鍋、フライパン、調理器具などのキッチン用品は、各滞在の間に洗浄、消毒する。
- 利用客と次の利用客の滞在の間にキャビネット内にあるものを含め、全ての皿を洗浄する。可能であれば、調理器具を使い捨て食器に置き換えることを検討する。
- 掃除機にはHEPAフィルターが装備されている。可能であれば、床の掃除にはほうきではなく、掃除機を使用する。
- バスルームのトイレ、シャワー、浴槽、流し台、キャビネット、及び棚には、COVID-19の使用が承認された多表面クリーナーをスプレーする。鏡とガラスは適切に拭き掃除を行う。バスルームの床はモップや掃除機で清掃する。
- レンタルユニットには、追加のハンドソープ、ペーパータオル、トイレットペーパー、消毒スプレーまたはワイプ、及び手指消毒剤を設置している。
- 外部または専門の清掃会社を利用する場合、清掃及び消毒の基準が遵守されている事を定期的に確認する。
- 滞在前と滞在中の清掃と安全対策については、掲示及び施設案内の小冊子で通知する。
- レンタルユニットが使用されていない時に、全ての非必須メンテナンスを予定する。可能な場合は適用法で認められている緊急または早急に解決すべき問題のみを処理する。
- HVAC システムは正常に機能し、可能な限り最大限に換気を良くしている。ろ過効率の高いフィルターが使用され、定期的に交換されている。[換気](#)の最適化に関する公衆衛生局の指導書を参照する。

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 本手順のコピーを、施設の全ての公共の入口に掲示している。
- 施設の方針と手続きについて到着前に利用者に通知している。これには、症状のある利用客のいるグループの予約をキャンセルする権利、新しいチェックイン手順、物理的距離の要件、および宿泊施設、アメニティ、共有エリアの清掃と消毒のスケジュールが含まれる。ホテルは、COVID-19感染者やウイルスに曝露した利用客に対してホテル内の特定の部屋で対応し、隔離または検疫を行うことができるように促進するための準備をすることが推奨される。
- 6フィートの物理的距離の確保、布製フェイスカバーの着用、施設に入る際の手洗いまたは手指消毒剤の使用、病気やCOVID-19と一致する症状がある場合は自宅待機をする事を利用者や公衆に促す標識が掲示されている。
 - フェイスカバーを持っていない顧客には、ホテルに入る際にフェイスカバーを提供する。
- エレベーター内の看板には、最大乗員定数、及び布の表面カバーを着用する必要がある旨を掲示しています。エレベーターには、一回当たりの定員数およびエレベーターに乗る人は全員布製フェイスマスクを着用する事を伝える看板を掲示する。

E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保する為の対策

- 顧客にとって重要なサービスを優先している。
- 遠隔操作で提供できるトランザクションまたはサービスはオンラインに移行する。
- 移動が制限されている、または公共スペースにいる事で病気にかかるリスクが高い顧客の為の商品及びサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は 上記に含まれていない追加対策について別紙に記載し本文書に添付して下さい。

本手順に関するご質問やご意見は以下の者までご連絡下さい。

企業担当者名:

電話番号:

最終更新日:
